

令和 5 年 第 1 回 ( 3 月 )

# 川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

( 議 案 第 9 号 ~ 議 案 第 1 3 号 )

令和5年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第 9 号	現業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例	1
議案第 10号	川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	3
議案第 11号	工事請負契約の締結について（新庁舎2期棟建設工事のうち建築工事）	18
議案第 12号	財産の交換について	19
議案第 13号	専決処分の承認について（令和4年度川口市一般会計補正予算）	21

## 議案第 9 号

現業職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

(現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第1条 現業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「国民の祝日に関する法律に」を「同法に」に改める。

第14条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。))が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、「者で」を「もので」に改める。

(川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「国民の祝日に関する法律に」を「同法に」に改める。

第14条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。))が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、「者で」を「もので」に改め、同条第5項中「又は船員法(昭和22年法律第100号)第46条」を削る。

(川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「国民の祝日に関する法律に」を「同法に」に改める。

第20条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数(川口市の休日を定める条例(平成元年条例第55号)第1条第1項各号に掲げる日の日数を除く。))が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、「者で」を「もので」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の現業職員の給与

の種類及び基準を定める条例第14条第2項の規定、第2条の規定による改正後の川口市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第14条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の川口市医療センター企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第20条第2項の規定は、令和4年10月1日から適用する。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

## 議案第 10号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第3項及び第36条第3項中「及び第7条第2項」を「、第7条第2項及び第26条」に改める。

第50条及び第51条第3項中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める。

第2条 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ中「イに」を「このイに」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第

19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子ども」とを削る。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第4条 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握す

ることができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第29条第1項ただし書中「置かないと」を「置かないこと」に改める。

（川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとと

もに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例第58号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

## 第12条 削除

第7条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条、次条及び第14条第1項において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外の活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 保育所は、乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所は、乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（乳幼児の降車の際に行うものに限る。）を行わな

ければならない。

第9条中「当該」を「、当該」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第12条 児童福祉施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第14条第1項中「（助産施設を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第39条中「児童」を「乳幼児」に改める。

附則第4項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たっ

て当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「から第12条まで」を「、第11条」に改め、同項の表第12条の項を削り、同表第38条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

第9条 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条第4項ただし書中「。）第34条」を「)第34条」に改める。

第14条第1項中「、第11条」を「から第12条まで」に改め、同項の表第11条の項の次に次のように加える。

第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
---------	--------------	-------------------------------------

第14条第1項の表第14条第1項の項中「川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を「川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に改め、同表第19条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「を兼ねる」を「として兼ねさせる」に、「同条中」を「同条第1項中」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第2項中」を、「<sup>もく</sup>沐浴室」との次に「、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員として兼ねさせる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備として兼ねさせる場合であって」と」を加える。

附則第9項中「前2項」を「附則第7項から前項まで」に、「又は市長」を「、

市長」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに市長」を「市長」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第11項とし、附則第8項の次に次の2項を加える。

9 第6条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

10 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

（川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第10条 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「から第12条まで」を「、第11条」に改め、同項の表第12条の項を削り、同表第15条第1項（見出しを含む。）の項中「園長」を「川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）」に改める。

第11条 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第12条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第15条の2 認定こども園は、園児の通園、園外における学習のための移動そ

の他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（園児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第19条第2項中「を兼ねる」を「として兼ねさせる」に、「同条中」を「同条第1項中」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「社会福祉施設等」と、」の次に「同条第2項中」を、「<sup>もく</sup>沐浴室」と」の次に「、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員として兼ねさせる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備として兼ねさせる場合であって」と」を加える。

附則第3項及び第4項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表に次のように加える。

附則第6項	第6条第1項に規定する保育士の資格を有する者	看護師等
-------	------------------------	------

附則中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第6条第1項に規定する保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第58条中「第11条」の次に「及び第46条」を加える。

第76条中「第47条まで」を「第45条まで、第47条」に改める。

第13条 川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の1項を加える。

9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通わせている障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童の保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通わせている障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童の保育に併せて従事させることができる。

第23条第4項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第40条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指

定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（障害児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

第59条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通わせている障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場

合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童の保育に併せて従事させることができる。

第67条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通わせている障害児とを交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、当該児童の保育に併せて従事させることができる。

第71条第4項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第88条中「第41条」を「第40条の2」に改める。

第96条及び第101条中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加える。

第102条第1項中「及び第5項、第6条」を「、第5項及び第9項、第6条」に、「第6条第1項」を「同条第9項及び第6条第1項」に、「第67条第1項」を「同条第9項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第67条第1項」に、「並びに同条第2項及び第3項」を「及び同条第2項から第4項までの規定」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、公布の日から施行する。

### (安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2、第7条の規定による改正後の川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設設備運営基準条例」という。）第6条の2（保育所に係るものを除く。）及び第13条の規定による改正後の川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援等基準条例」という。）第40条の2（新指定通所

支援等基準条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条、第88条、第96条及び第101条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 第4条の規定による改正後の川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この項において同じ。)は、同条第2項に規定する自動車を日常的に運行する場合において、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えることを要しない。この場合において、家庭的保育事業者等は、当該自動車を日常的に運行するときは、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて同条第1項に規定する所在の確認(利用乳幼児の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。
- 4 新児童福祉施設設備運営基準条例第6条の3第2項の規定にかかわらず、保育所は、同項に規定する自動車を日常的に運行する場合において、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えることを要しない。この場合において、保育所は、当該自動車を日常的に運行するときは、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて同条第1項に規定する所在の確認(乳幼児の降車の際に行うものに限る。)を行わなければならない。
- 5 第11条の規定による改正後の川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第15条の2第2項の規定にかかわらず、認定こども園は、同項に規定する自動車を日常的に運行

する場合において、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えることを要しない。この場合において、認定こども園は、当該自動車を日常的に運行するときは、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて同条第1項に規定する所在の確認（園児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

- 6 新指定通所支援等基準条例第40条の3第2項（新指定通所支援等基準条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条及び第88条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、指定児童発達支援事業者、共生型児童発達支援の事業を行う者、基準該当児童発達支援事業者、指定医療型児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、共生型放課後等デイサービスの事業を行う者及び基準該当放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、同項に規定する自動車を日常的に運行する場合において、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えることを要しない。この場合において、指定児童発達支援事業者等は、当該自動車を日常的に運行するときは、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて新指定通所支援等基準条例第40条の3第1項（新指定通所支援等基準条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条及び第88条において準用する場合を含む。）に規定する所在の確認（障害児の降車の際に行うものに限る。）を行わなければならない。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 11号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新庁舎2期棟建設工事のうち建築工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 11,030,800,000円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市青木2丁目5番10号  
埼玉建興・埼和特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市青木2丁目5番10号

埼玉建興株式会社

代表取締役 武 井 美 親

埼玉県川口市末広3丁目14番10号

埼和興産株式会社

代表取締役 北 濱 雄 嗣

上記代表者

埼玉建興株式会社

代表取締役 武 井 美 親

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

## 議案第 12号

### 財産の交換について

次のとおり財産を交換するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

#### 記

#### 1 交換に供する財産

- (1) 財産の種別 土地
- (2) 所在地 川口市上青木3丁目5番3ほか1筆
- (3) 面積 33,378.33平方メートル
- (4) 価額 6,552,750,000円

#### 2 交換により取得する財産

- (1) 財産の種別 土地
- (2) 所在地 川口市上青木4丁目13番2ほか1筆
- (3) 面積 24,740.86平方メートル
- (4) 価額 4,776,035,000円

#### 3 交換の相手方

東京都渋谷区神南2丁目2番1号

日本放送協会

会長 稲葉延雄

#### 4 交換差額の補足

相手方は、市に対し、交換差額金1,776,715,000円を支払うものとする。

#### 5 交換理由

交換により取得する土地において、本市は産業振興施設及び商業施設を、日本放送協会はNHK川口施設（仮称）の整備を行うため。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木信夫



議案第 13号

専決処分の承認について

令和4年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月14日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

令和4年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年1月27日

川口市長 奥ノ木 信夫

令和4年度川口市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度川口市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ799,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239,989,518千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
20 繰入金		10,145,210	799,851	10,945,061
	1 基金繰入金	10,145,209	799,851	10,945,060
歳	入	合	計	
		239,189,667	799,851	239,989,518

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		17,718,184	799,851	18,518,035
	1 総務管理費	13,654,279	799,851	14,454,130
歳 出	合 計	239,189,667	799,851	239,989,518

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
20 繰入金	10,145,210	799,851	10,945,061
歳入合計	239,189,667	799,851	239,989,518

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	17,718,184	799,851	18,518,035
歳 出 合 計	239,189,667	799,851	239,989,518

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	799,851
0	0	0	799,851

## 2 歳 入

20款 繰入金      1項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	6,257,440	799,851	7,057,291
計	10,145,209	799,851	10,945,060

(単位:千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 財政調整基金 繰入金	799,851	財政調整基金繰入金	799,851

20款 繰入金

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 企画費	68,959	798,908	867,867				798,908
27 パスポート センター費	46,704	943	47,647				943
計	13,654,279	799,851	14,454,130	0	0	0	799,851

(単位:千円)

節			目  の  説  明
区  分	金  額	説  明	
11  役務費	25, 586	仲介手数料 25, 586	土地建物購入費【施設マネジメント推進室】 798, 908
16  公有財産購入費	773, 322	用地購入費 752, 338 建物購入費 20, 984	
10  需用費	850	光熱水費 220 修繕料 630	パスポートセンター管理運営費【市民課】 943
11  役務費	16	通信運搬費 6 賠償責任保険料 10	
12  委託料	77	警備等委託料 77	

2 款 総務費